

市民参加の手續の実施予定・実施状況

名称	流山市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正		
概要	老人福祉センター使用料の徴収について		
検討を始めた年度	平成24年度	検討を終了した年度	検討中

市民参加の対象(条例第5条第1項)

<input type="checkbox"/>	(1)基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
<input checked="" type="checkbox"/>	(2)行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
<input type="checkbox"/>	(3)公共施設の設置に係る計画の策定又は変更
<input type="checkbox"/>	(4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃
<input type="checkbox"/>	(5)条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更

第5条第2項の規定により市民参加手續を実施しない場合

実施しない理由	<input type="checkbox"/> 軽易なもの
	<input type="checkbox"/> 緊急に行わなければならないもの
	<input type="checkbox"/> 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
詳しい理由	
<input type="checkbox"/>	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合

市民参加の方法(条例第6条第1項)

実施方法	会議名・方法名	この方法を実施する目的	参加が期待される市民等	実施予定時期	
複数実施	審議会等	流山市福祉施策審議会	福祉に関する主要な施策に関し必要な調査及び審議を行い、市長に答申し、又は建議する。	流山市付属機関に関する条例 流山市福祉施策審議会委員	9月3日諮問 9月24日答申
	パブリックコメント手續	パブリックコメント手續	市民の意見を募集することで市民参加を図る。	全市民	10月15日から11月14日
	意見交換会				
	公聴会				
	政策提案制度				
	その他				

上記の市民参加手續の実施方法、実施時期とした理由
 流山市福祉施策審議会は福祉施策における諮問機関であることから実施した。
 パブリックコメント手續きは広く市民の意見を募集するための手段として実施した。
 実施時期については平成25年4月1日から条例執行するためにスケジュールを立てて行った。

市民参加手続の実施結果

審議会等	審議会等の名称	流山市福祉施策審議会		委員の人数	18人	
	開催実施期間			委員構成内訳	福祉サービスの提供を受ける者、ボランティア団体、社会福祉法人の役員、民生委員、医師会、歯科医師会、学識経験者、関係行政機関、市民それぞれの代表者	
	開催日	9月3日 9月24日				
	回数	2回		会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開	
	公募枠	人		周知方法	諮問、答申	
	応募者数	人	結果			
	委員の選出方法	推薦、公募、関係行政機関の代表			費用内訳	
パブリックコメント	募集期間	10月15日から11月14日		意見の取り扱い		
	日数	31日間		意見を反映し、案を修正した		
	周知方法	広報及びホームページに掲載		案を修正しなかった	○	
				その他(感想その案件以外以外への意見等)		
	提出結果	1件	1人	結果の公表時期	平成25年1月	
意見交換会	開催日時			周知方法		
	回数					
	場所			費用内訳		
	参加人数					
公聴会	開催日時			周知方法		
	場所					
	公述人	希望者 決定	人 人	費用内訳		
	傍聴人数	人				
政策提案制度	募集期間			提案できるものの範囲		
	日数			提案結果	件	人
	周知方法			結果の公表時期		
				審査結果内容	審査結果の詳細(内部リンク)	
その他						

流山市市民参加推進委員会の意見

実施方法と実施時期などについて	
-----------------	--